

静岡県告示第408号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、佐久間ダム非出資漁業協同組合（内共第22号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和4年5月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 漁業権者の名称及び所在地

佐久間ダム非出資漁業協同組合 浜松市天竜区佐久間町佐久間2666-2

2 漁業権の免許番号

内共第22号

3 変更の内容

別表のとおり

4 遊漁規則施行の日

令和4年5月13日

内共第 22 号第 5 種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

別紙

改正前

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により組合が定め、公示する場所において納付する時の遊漁料は、次の表のとおりとする。

ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料の額は、次の表の遊漁料に700円を附加して得た額とする。

魚種	区域	漁具、漁法	遊漁料	
			1 日	1 年
あゆ	全区域	友 釣 り 、 餌 釣り	2,000 円	15,000 円
	水窪川を除く全区域	ゴロ引き		
あまご	全区域	餌 釣 、 フ ラ イ 釣 、 和 式 毛 針 釣 り 、 流 し 毛 針 釣	500 円	2,500 円
おいかわ	全区域	餌 釣 、 流 し 毛 針 釣		

2. ・ 3. (略)

改正後

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により組合が定め、公示する場所において納付する時の遊漁料は、次の表のとおりとする。

ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料の額は、次の表の遊漁料に1,000円を附加して得た額とする。

魚種	区域	漁具、漁法	遊漁料	
			1 日	1 年
あゆ	全区域	友 釣 り 、 餌 釣り	2,000 円	15,000 円
	水窪川を除く全区域	ゴロ引き		
あまご	全区域	餌 釣 、 フ ラ イ 釣 、 和 式 毛 針 釣 り 、 流 し 毛 針 釣	500 円	2,500 円
おいかわ	全区域	餌 釣 、 流 し 毛 針 釣		

2. ・ 3. (略)

附 則

この規則は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。